

平成 12 年 11 月 15 日

京都市長 榎本 頼兼 様

京都市公共事業再評価委員会

委員長 佐佐木 綱

## 公共事業の再評価に関する意見の提出について

京都市公共事業再評価委員会（以下「本委員会」という。）は、京都市が実施する公共事業の再評価について、客観性及び透明性を確保するため、第三者としての意見を述べる機関として、平成 10 年 12 月 25 日に設置された。本委員会は、平成 10 年度は 22 事業、平成 11 年度は 13 事業に対して審議を行い意見を述べた。今年度は平成 12 年 11 月 7 日までの間、今年度対象となった 8 事業について、現地視察を含め 5 回の委員会を開催し、審議を行ってきた。

審議の結果、本委員会の 8 事業に対する意見を下記のとおりとりまとめたので提出する。

なお、昨年度に審議を行い「1 年間の条件を付した継続」は妥当とした市道大原花背線については、現在、関係者との合意形成に向けて作業中とのことであり、一定の結論が出る平成 13 年 3 月に改めて審議を行うこととする。

今後、京都市においては、本委員会の意見を参考として再評価を進めていただくとともに、公共事業の推進に当たっては、効率性及び実施過程の透明性の一層の向上に努められるよう求めるものである。

## 記

### 1 本委員会における審議経過

京都市では、京都市公共事業再評価実施要綱に基づき、次に掲げる

事業のうち(1)から(3)までのいずれかに該当するものを再評価の対象としている。

- ・ 京都市が実施する農林水産省，運輸省及び建設省所管の国庫補助事業
- ・ 京都市産業観光局，都市計画局，建設局，下水道局及び交通局が所管する単独費のみで実施する公共事業

(1) 事業採択後 5 年を経過した後も未着工の事業

(2) 事業採択後 10 年を経過した時点で継続中の事業

(3) 上記のほか，事業の進捗状況や社会経済情勢の急激な変化等により再評価の必要があると認められる事業

今年度は，別紙の単独事業 8 事業が対象となっており，本委員会では，全事業について，市から事業内容と，市が作成した各事業の対応方針（案）について説明を受け，市の対応方針（案）の妥当性について詳細に審議を行った。ここに，その審議結果をとりまとめるものである。

なお，平成 10 年度に再評価を行った事業については，今年度の委員会においてフォローアップを行い，平成 11 年度の実績等の報告を受け，事業継続の妥当性の確認を行った。平成 11 年度以後に再評価を行った事業についても引き続きフォローアップを行う予定である。

## 2 事業全体についての意見

本委員会は，今回再評価の対象となった全ての事業について，京都市の対応方針（案）に基づき事業を継続することが妥当であると判断した。いずれの事業も市民生活の福祉向上や安全性の確保の上から早期の完成が待たれるものである。

したがって，事業着手以来長期間を経てもなお進捗度が低い事業については，問題点の確認や課題の解決に全力で当たるとともに，今日的視点に立って，事業の計画や実施方法を見直す等の検討に積極的に取り組むべきである。

以下に、事業全体についての意見を述べる。

#### ( 1 ) 街路事業について

今回再評価を行った街路事業について、都市計画決定から事業着手までに長期間を要したのが見受けられる。これらの事業については、長い年月の間に家屋が連担した事等により、円滑な事業促進が困難となっている。このような状況に陥らないようにするためには、都市計画事業は決定後、事業の重要性や緊急性を考慮して実施のプログラムを整備し、いたずらに遅れることなく遂行すべきであると考える。

さらに、都市計画決定から長期間を経て着手する事業は、本来、着手時に社会情勢の変化を踏まえて当該施設の必要性、担うべき機能等、計画の見直しを行うべきである。また、着手後も長期間を経て継続中の事業についても、同様の視点から、街路のもつべき機能や構造等の見直しを検討されたい。

#### ( 2 ) 土地区画整理事業について

今日、土地区画整理事業を行う場合には、その地区でのまちづくりの方向を視野に入れたものとして進めることが要請されており、その基本的方向についてもプランをもち、また、その下で、たとえば地区計画など、土地区画整理事業と併せて実施すべき施策を含んだ総合的なものとして進めることが期待される場合が多い。

特に、土地区画整理事業を広範囲の連担する地域において実施する場合にあっては、調和のとれたまちづくりの観点から、地域のまちづくり構想を組み込んだマスタープランを策定し、事業計画はそのマスタープランと整合したものとする必要があると考える。

#### ( 3 ) 事業の地元合意について

今回対象の事業について進捗が遅れているものの一部には、地元への説明が遅れ、用地取得の交渉に入れていない事業がある。こう

した事業を促進するためには、具体的なイメージや複数案を示すこと等により事業の妥当性や必要性和その効果を説明し、住民とのパートナーシップの向上に努め、合意形成を図るべきである。

#### (4) 今後の課題等

再評価を行うに当たり、事業の必要性等を判断する資料の一つとして、建設省の客観的評価指標を採用しているが、指標の中には、京都市の事業の実情になじまないものも見受けられる。したがって、事業の効果や必要性をよりわかりやすく表現できる指標の再構成を検討されたい。

また、費用対効果分析については、その結果が事業の評価に当たっての重要な要素となるため、指標として用いられる費用便益比(B/C)のより一層の精度向上に取り組んでいくことが望ましい。

最近の公共事業に対する市民の評価は大変厳しいものがあると認識している。そこで、さらに、効率的な事業実施を進めていく観点から、与党三党及び建設省により公共事業の見直しが指示される等、より厳格な再評価が求められている。京都市においても、公共事業の再評価対象基準の見直しを行う等、再評価システムの一層の充実を図られたい。

### 3 個別事業に対する意見

#### (1) 街路事業

街路事業は、都市計画に定める都市施設としての道路を整備するもので、都市基盤整備の根幹を成す事業である。

今年度の再評価においては、対象となる5事業全てについて審議を行った。

##### ア 幡枝葵森線

本路線は、左京区静市地区と岩倉地区を結ぶ地域の幹線道路であり、周辺の急激な都市化により交通量が増大している。し

かし、現道は幅員が狭小でカーブも多く、車両の離合さえも困難であり、安全な通行ができない状況であるため、早急な整備が求められている。

本事業は、土地区画整理事業で実施する区間と併せて整備し、円滑な通行の確保を図るものである。また、本事業区間に隣接して、文部省研究施設（総合地球環境学研究所）の設置構想が平成１１年度に発表され、そのアクセス道路としても重要度が増してきた。これらのことから、「事業継続」は妥当であると判断した。

しかしながら、事業の進捗度は低いため、今後の課題として、事業区間のうち西側区間については、具体的なイメージについての案を提示しつつ地元の説明し、地元協議を進めるとともに、残る区間については用地買収を進め整備を行い、暫定的にでも部分供用を図るなど、早期に事業効果が発現するように事業計画をたて直すよう検討されたい。

#### イ 国鉄嵯峨駅北通

本事業は、ＪＲ嵯峨嵐山駅の北側に駅前広場及び広場と丸太町通を結ぶ道路を新設する事業であり、嵯峨嵐山駅へのアクセスを容易にするとともに、周辺地区の利便性を向上させるものである。さらに、この地域には幅員６ｍ以上の道路がなく、消火活動に支障をきたす恐れがある等のため、早期に整備が必要である。また、事業進捗は用地買収で７７％（平成１２年９月末時点）の用地を取得済であり、「事業継続」は妥当であると判断した。

今後の課題として、本事業は昭和１４年に決定された都市計画に基づくものであり、特に駅前広場の機能については、本来事業化に際して、交通や社会情勢の変化等を踏まえた検討を行い、その担うべき機能を明確にするべきものであった。これは、現段階もなお早急に行うべき課題として残されており、鉄道事

業者と駅橋上化計画についての協議を進めるとともに、施設計画を見直し駅前広場の具体的設計を行い、事業によって実現しようとするイメージを明確にしつつ事業に取り組むよう要望する。

#### ウ 桂駅東通

本事業は、桂川以西地域の交通拠点である阪急電鉄桂駅周辺整備事業の一環として整備を進めるもので、幅員が狭小で交通が混雑している当該区間を拡幅整備することにより、交通の円滑化や歩行者の安全を図るものである。

本事業が長期化した理由の一つとして、既設駐輪場の代替施設の確保が挙げられているが、街路事業において代替駐輪場の確保に目途が立ち、平成13年度には事業完了が見込めることから、「事業継続」は妥当であると判断した。

なお、代替駐輪場が適切に機能することに留意しながら、事業の進捗に努めていただきたい。

#### エ 山陰街道

本路線は、宇多野吉祥院線（八条天神川）を起点とし、西京高槻線及び国道9号を経て大枝地区に至る京都市西部の東西補助幹線道路であり、既に桂高校から国道9号までについては整備済みである。

本事業は、未整備区間のうち久世梅津北野線から桂停車場線の間を整備することにより、路線バスや一般車両の安全で円滑な通行を確保するとともに、歩行者等の安全を図るものである。

現地視察したところ、狭小な道路幅員で歩道がないにもかかわらず、阪急電鉄桂駅へ向かうバス、一般車両等の交通量は多く、歩行者にとって危険な状態を実感した。このため、事業進捗は用地買収率で6%と低いですが、事業の重要度は高いので、「事業継続」は妥当であると判断した。

今後の課題として、事業の進捗を図る方策を住民とのパートナーシップの観点からも模索し、遅れている官民境界確定を早急に解決するよう努めるとともに、予算の重点配分を行い、事業の進捗に努めていただきたい。

#### オ 御陵六地藏線（第二工区）

本事業は、山科地域と醍醐地域を結ぶ南北幹線道路である本路線のうち未整備となっている当該区間を整備することにより、渋滞を解消し、交通の円滑化を図るものである。この地域には、南北幹線道路が少なく整備が望まれており、沿道にある勧修小学校の通学路確保の観点からも、整備による事業効果は大きいといえる。用地取得率は95%、工事進捗率も43%と事業進捗は順調であり、平成13年度には完成が見込めることから、「事業継続」は妥当であると判断した。

### （２）土地区画整理事業

土地区画整理事業は、市街地において道路等の都市基盤施設と良好な宅地供給について一体的な面整備を行い、健全な市街地形成を図る事業である。今年度再評価対象の3事業については、いずれも事業着手後長期間（27～32年）を経過しているが、事業進捗度は高い。

#### ア 上鳥羽南部地区土地区画整理事業

本事業は、広路4（油小路通）等5路線の都市計画道路及び2箇所の公園を根幹とした住区構想に基づいた整備により、健全な市街地の形成を図るものである。

特に、広路4（油小路通）は南北重要幹線道路で、関連する他事業で整備する区間において、平成13年度供用する予定とのことであり、本事業区間においても早期供用が望まれることから、「事業継続」は妥当であると判断した。

今後の課題として、広路４（油小路通）をはじめ残る懸案箇所について早急に協議を調え、平成１６年度の事業完成に向けて努力されたい。

#### イ 竹田地区土地区画整理事業

本事業は、広路４（油小路通）等４路線の都市計画道路、駅前広場及び公園を根幹とした住区構想に基づいた整備により、健全な市街地の形成を図るものである。

本事業は、今年度に道路及び水路の整備は完了する予定であるが、公園予定地に残る１件の移転について、相続問題の発生により長期化しているものである。この移転交渉についても、地権者から前向きな働きかけがあり進捗の目途が立ったことにより、平成１５年度の事業完了が見込めることから、「事業継続」は妥当であると判断した。

#### ウ 伏見西部第二地区土地区画整理事業

本事業は、広路４（油小路通）、大手筋通をはじめとする道路、水路、公園等の公共施設を整備改善し、周辺地域との有機的な結合により健全な市街地の整備を進めるものである。

本事業が長期化した一因である移転物件については、権利者との協議が調い、年度内に契約する予定であり、残る工事を完了し、平成１４年度には事業の完了が見込めることから、「事業継続」は妥当であると判断した。

(別紙)

## 平成12年度 再評価審議結果

再評価対象事業の該当条件

事業採択後5年を経過した後も未着工の事業  
 事業採択後10年を経過した時点で継続中の事業  
 上記のほか、事業の進捗状況や社会経済情勢の急激な変化等により再評価の必要があると認められる事業

### 京都市単独事業

| 種別   | 番号 | 事業名     | 事業概要                   | 採択年度 | 該当条件 | 経過年数 | 審議結果         |
|------|----|---------|------------------------|------|------|------|--------------|
| 街路事業 | 1  | 幡枝葵森線   | 延長, 幅員<br>L=699m W=14m | H 3  |      | 1 0  | 「事業継続」は妥当である |
|      | 2  | 国鉄嵯峨駅北通 | 延長, 幅員<br>L=143m W=11m | H 3  |      | 1 0  | 「事業継続」は妥当である |
|      | 3  | 桂駅東通    | 延長, 幅員<br>L=674m W=12m | S 60 |      | 1 6  | 「事業継続」は妥当である |
|      | 4  | 山陰街道    | 延長, 幅員<br>L=178m W=15m | H 2  |      | 1 1  | 「事業継続」は妥当である |
|      | 5  | 御陵六地藏線  | 延長, 幅員<br>L=421m W=15m | H 3  |      | 1 0  | 「事業継続」は妥当である |

|                                      |   |          |                 |      |  |     |              |
|--------------------------------------|---|----------|-----------------|------|--|-----|--------------|
| 土<br>地<br>区<br>画<br>整<br>理<br>事<br>業 | 6 | 上鳥羽南部地区  | 面積<br>A=151.0ha | S 46 |  | 3 0 | 「事業継続」は妥当である |
|                                      | 7 | 竹田地区     | 面積<br>A= 48.1ha | S 49 |  | 2 7 | 「事業継続」は妥当である |
|                                      | 8 | 伏見西部第二地区 | 面積<br>A=117.5ha | S 44 |  | 3 2 | 「事業継続」は妥当である |